

資料3a これまでの「医学生の実臨床実習における医行為と水準」の例示

1. 指導医の指導・監視の下で実施されるべき（水準Ⅰ）

レベル	内容	医行為		
		医学生の臨床実習における医療行為と水準(モデル・コア・カリキュラムからの引用)(北村試案)	前川レポート(Ⅰ:指導医の指導・監視のもとで実施が許容される。が基本でそれに該当する項目にはⅠは記載していないⅡ:水準Ⅱ状況によって指導医の指導・監督のもとで実施が許容されるもの、Ⅲ:水準Ⅲ原則として指導医の実施の介助または見学にとどめるもの)	福井・吉田試案(Ⅰ:指導医の指導・監視のもとで実施が許される医行為、が基本でそれに該当する項目にはⅠは記載していないⅡ:受け持ち患者のみを対象に、状況によって、指導医の指導・監視のもとで実施が許される医行為、Ⅲ:原則として指導医の実施の介助または見学にとどめ、実施させない医行為)
指導医の指導・監視の下で実施されるべき(水準Ⅰ)	一般手技	体位交換	体位交換	体位交換
		おむつ交換	おむつ交換	
		移送	移送	移送
		皮膚消毒	皮膚消毒	皮膚消毒
		包帯交換	包帯交換	包帯交換
		外用薬の貼付・塗布	外用薬の貼付・塗布	外用薬の貼付・塗布
		気道内吸引	気道内吸引	気道内吸引
		ネブライザー	ネブライザー	ネブライザー
		ギプス巻き	ギプス巻き	
		静脈採血(シミュレータ)	静脈(末梢)、小児からの採血(Ⅲ)	静脈採血、小児からの採血(Ⅲ)
	末梢静脈確保(シミュレータ)	耳、指先などの毛細血管	耳鼻・指先採血	
	胃管挿入(シミュレータ)	胃管挿入(Ⅱ)	静脈確保	
	尿道カテ挿入(シミュレータ)	導尿	胃管挿入と管理(Ⅱ)	
			導尿	
			洗腸	
			注射(皮下皮内筋肉静脈内)(シミュレータ)	
			注射(皮下皮内筋肉静脈内)	
			皮内注射、皮下注射、筋肉内注射、静脈内注射(末梢)(Ⅱ)	
			診療記録	
			カルテ記載(救急)、症状経過記載、健康教育(一般的内容に限る)	
		正規の診療録記載、退院時抄録の作成、医師指示録記入、体温版記入、処方箋作成、検査申込書作成、受診願、紹介状、返事、退院時連絡書などの医療文書作成		
		プレゼンテーション		
外科手技	清潔操作			
	手洗い		手洗い	
	ガウンテクニック		ガウンテクニック	
検査手技	縫合	縫合(Ⅱ)	皮膚縫合(Ⅱ)	
	消毒・ガーゼ交換	抜糸、止血	抜糸、止血	
	尿検査		検尿	
	末梢血塗抹標本			
	微生物学的検査(G染色含む)		細菌塗沫染色検査 検便、検痰	
	妊娠反応検査			
	血液型判定		血液型判定	
			血液一般	
			交差適合試験	
			出血時間測定	
		赤血球沈降速度		
		簡易血液生化学(電解質、血統、BUN)		
	視力視野	視野、視力		
	聴力			
	平衡検査	平衡、味覚、嗅覚		
診察手技		呼吸機能(肺活量等)		
		直腸鏡、肛門鏡	直腸鏡、肛門鏡	
		アレルギー検査(塗布)		
		発達テスト、知能テスト(Ⅲ)、心理テスト(Ⅲ)	知能テスト(Ⅲ)、心理テスト(Ⅲ)	
		心電図、心音図、心機図	心電図検査	
		医療面接	患者への病状説明(Ⅱ)、家族への病状説明(Ⅲ)	医療面接、患者への病状説明(Ⅱ)、家族への病状説明(Ⅲ)、水準を超える医行為のインフォームドコンセントの取得(Ⅲ)
		診察法(全身・各臓器))	全身の視診・触診・打診、簡単な器具を用いる全身の診察(聴診器、打鍵器、血圧計、体温計など)	全身の視診・触診・打診、視野視力検査、簡単な器具を用いる全身の診察(聴診器、打鍵器、血圧計、体温計など)
		基本的な婦人科診察(シミュレータ)	内診	内診
		バイタルサイン	バイタルサインチェック	バイタルサインチェック
		耳鏡	耳鏡鏡による診察	
	鼻鏡	鼻鏡による診察		
	眼底鏡	検眼鏡による診察		
	直腸診察(シミュレータ)	直腸診	直腸診	
	乳房診察(シミュレータ)			
救急	一次救命処置(シミュレータ)	気道確保(エアウェイによる)、人工呼吸、酸素投与、心マッサージ(Ⅱ)、電氣的除細動器(Ⅱ)	気道確保(エアウェイによる)、人工呼吸、酸素投与、閉胸式心マッサージ(Ⅱ)、電氣的除細動(Ⅱ)	

2. 指導医の実施の介助・見学などに留めるべき（水準Ⅱ）

		医行為		
レベル	内容	医学生の実施における医療行為と水準(モデル・コア・カリキュラムからの引用)(北村試案)	前川レポート(Ⅰ:指導医の指導・監視のもとで実施が許容される。が基本でそれに該当する項目にはⅠは記載してないⅡ:水準Ⅱ状況によって指導医の指導、監督のもとで実施が許容されるもの、Ⅲ:水準Ⅲ原則として指導医の実施の介助または見学にとどめるもの)	福井・吉田試案(Ⅰ:指導医の指導・監視のもとで実施が許容される医行為、が基本でそれに該当する項目にはⅠは記載してないⅡ:受け持ち患者のみを対象に、状況によって、指導医の指導・監視のもとで実施が許容される医行為、Ⅲ:原則として指導医の実施の介助または見学にとどめ、実施させない医行為)
指導医の実施の介助・見学等に留めるべき (水準Ⅱ)	一般手技	中心静脈カテ挿入	注射:静脈(中心)、動脈(Ⅲ) 静脈(中心)(Ⅲ)	中心静脈注射(Ⅲ)、動脈注射(Ⅲ)
		動脈採血・ライン確保	動脈(末梢)(Ⅱ)	動脈採血(末梢)と動脈血ガス分析(Ⅱ)
		腰椎穿刺	腰椎、バイオプシー(Ⅲ)	腰椎穿刺(Ⅲ)、バイオプシー(Ⅲ)
		ドレーン挿入・抜去	嚢胞(体表)、膿瘍(体表)の穿刺、胸・腹腔・骨髄の穿刺(Ⅱ)、膿瘍切開・排膿(Ⅱ)、各種穿刺による排液(Ⅲ)	嚢胞・膿瘍(体表)の穿刺(Ⅰ)、胸腔穿刺(Ⅱ)、腹腔穿刺(Ⅱ)、骨髄穿刺(Ⅱ)、膿瘍切開・排膿(Ⅱ)、各種穿刺による排液(Ⅲ)
			全身麻酔、局所麻酔、輸血(Ⅲ)	全身麻酔、局所麻酔、輸血(Ⅲ)
			眼球に直接触れる治療(Ⅲ)	眼球に直接触れる治療(Ⅲ)
			精神療法(Ⅲ)	精神療法(Ⅲ)
			作業療法	
				各種診断書・検案書・証明書を作成(Ⅱ)
				手術助手
	外科手技	手術	手術助手	
	検査手技	脳波検査	脳波	筋電図(Ⅱ) 眼球に直接触れる検査(Ⅲ)
		超音波検査(心・腹部)	超音波	超音波検査
		エックス線検査	単純X線撮影(介助)、胃腸管透視(Ⅱ)、気管支造影などの造影剤注入による検査(Ⅲ)	胃腸管透視(Ⅱ)、気管支造影などの造影剤注入による検査(Ⅲ)
		CT/MRI	MRI(介助)	
		核医学	RI(介助)	
		内視鏡検査	食道、胃、大腸、気管、気管支等の内視鏡検査(Ⅲ)	食道、胃、大腸、気管、気管支等の内視鏡検査(Ⅲ)
	診察手技	婦人科疾患の診察	膣内容採取、コルポスコー	子宮内操作(Ⅲ)
		妊婦の診察と分娩	産科的診察、分娩介助(Ⅲ)	分娩介助(Ⅲ)
	救急	救命治療	気管内挿管(Ⅱ)	気管内挿管(Ⅱ)
救急病態の初期治療		鼠径ヘルニア手還納(Ⅱ)	鼠径ヘルニア手還納(Ⅱ)	
外傷処置		創傷処置(Ⅱ)	創傷処置(Ⅱ)	

注釈：ここにリストされていない診療科ごとの検査、治療への医学生の介助・見学は指導医の判断で許容される。

資料3b 訂正を加えた「医学生の臨床実習における医行為と水準」の例示

1. 指導医の指導・監視の下で実施されるべき（レベルI）

		医行為
レベル	内容	医学生の臨床実習における医療行為と水準(平成22年度改訂版モデル・コア・カリキュラムに準拠した北村試案に一部削除、加筆し引用)
指導医の指導・監視の下で実施されるべき（レベルI）	診療の基本	臨床推論、診断・治療計画立案、EBM、診療録作成、症例プレゼンテーション
	一般手技	体位交換
		移送
		皮膚消毒
		外用薬の貼付・塗布
		気道内吸引
		ネブライザー
		静脈採血
		末梢静脈確保 胃管挿 尿道カテ挿入抜去
		注射（皮下皮内筋肉静脈内）
	診療記録	
外科手技	清潔操作 手洗い ガウンテクニック 縫合 抜糸 消毒・ガーゼ交換	
検査手技	尿検査 末梢血塗抹標本 微生物学的検査（G染色含む）	
	妊娠反応検査 血液型判定	
	脳波検査（記録）	
	超音波検査（心・腹部）	
	視力視野 聴力 平衡検査	
診察手技	12誘導心電図 経皮的酸素飽和度モニター	
	医療面接 診察法（成人・小児・全身・各臓器）（侵襲性、羞恥的医行為は含まない） 基本的な婦人科診察 バイタルサイン	
	耳鏡 鼻鏡 眼底鏡	
	直腸診察 前立腺触診 乳房診察 高齢者の診察（ADL評価、CGA）	
救急	一次救命処置	

2. 指導医の実施の介助・見学が推奨される（レベルII）

医行為			
レベル	内容	医学生の実習における医療行為と水準(平成22年度改訂版モデル・コア・カリキュラムに準拠した北村試案に一部削除、加筆し引用)	
指導医の実施の介助・見学が推奨される（レベルII）	一般手技	中心静脈カテ挿入 動脈採血・ライン確保 腰椎穿刺 膀胱洗浄 ドレーン挿入・抜去 全身麻酔、局所麻酔、輸血 眼球に直接触れる治療	
		各種診断書・検案書・証明書の作成	
	外科手技	手術、術前・術中・術後管理	
	検査手技	脳波検査(判読) 筋電図 眼球に直接触れる検査 超音波検査(心・腹部) エックス線検査 CT/MRI 核医学 内視鏡検査	
		診察手技	婦人科疾患の診察 妊婦の診察と分娩
			救急

注釈：1）ここにリストされていない診療科ごとの検査、治療への医学生の実習の介助・見学は指導医の判断で許容される。

2）レベルIIの手技のうち、各大学、実習施設が侵襲性の低いと判断した手技（例えば、脳波、超音波など）については大学ごとのカリキュラムに従って、個別同意を得て指導医の監視下で実施することは許容される。